

受託人件費単価規程

株式会社島嶼生物研究所

2025 年 4 月 1 日制定

1. 目的

この規定は、株式会社島嶼生物研究所（以下、弊社という。）が、国、地方国供団体及びその他公共機関等から受託する、又は請け負う業務（以下、当該事業を「受託業務」という。）に関する経費の精算において適用する受託人件費単価を定めるものである。

2. 受託人件費単価

受託人件費単価は、受託業務に従事する者の職務区分に応じて、以下の通り基準日額及び基準時間単価をもって定める。ただし、受託業務を委託または発注する者（以下、委託者という。）の事情により、この規定を適用できない場合は、委託者と弊社との協議により定める。

なお、社会情勢、賃金水準、物価変動等を踏まえ、必要に応じて本単価表は改定するものとする。

受託人件費単価表

単位：円（税抜き）

職種	役職	基準日額	基準時間単価
主任技術者	役員	88,600	11,075
技師長	部長等	77,500	9,688
主任技師	課長等	66,900	8,363
技師 A	上席研究員	59,600	7,450
技師 B	主任研究員	48,500	6,063
技師 C	研究員	40,300	5,038
技術員	プロジェクト研究員	36,100	4,513
専門作業員	一般職員	30,000	3,750
普通作業員	賃金	22,300	2,788

※上記は標準的な業務の単価基準であり、実際に受託する業務の難易度及び業務量等を勘案して増減することがある。

※標準日額の稼働時間は8時間を想定（移動時間を含む）